

議案第85号

大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する  
条例案

大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例（昭和59年大阪市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「同条第5項」を「同条第6項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改め、同条第3号中「第5条第16項」を「第5条第18項」に、「同条第17項」を「同条第19項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月1日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例 (抄)

(事 業)

第2条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 省 略

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援（以下「児童発達支援」という。）、同条第5項に規定する保育所等訪問支援（以下「**保育所等訪問支援**」という。）及び同条第6項に規定する障害児相談支援（以下「**障害児相談支援**」という。）

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）、同条第10項に規定する施設入所支援（以下「施設入所支援」という。）、同条第12項に規定する自立訓練（以下「自立訓練」という。）、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児（以下「障害児」という。）に係る障害者総合支援法第5条第**16項**に規定する計画相談支援（以下「**計画相談支援**」という。）及び障害児に係る同条第**17項**に規定する基本相談支

援

(4)-(5) 省 略